

「令和4年度 文京区シニア世代スマホデビュー応援補助事業」 に係る協力店舗募集要項

1. 目的

社会全体のデジタル化が急速に進む中、高齢者のデジタルデバインド解消は、喫緊の課題となっています。

また、コロナ禍で求められる新しい生活様式においては、スマートフォン（以下、「スマホ」という。）などのデジタル機器が、高齢者の生活の質を向上させる重要な役割を担うことが期待されます。

そのため、本区では、高齢者が初めてスマホ等を購入する際の費用補助を実施することといたしました。

その際、本区と携帯電話販売店舗との連携したサポート体制を整備することにより、高齢者におけるスマホのスムーズな利用促進を図るものです。

2. 補助事業の概要

(1) 補助事業の名称

文京区シニア世代スマホデビュー応援補助事業の概要

(2) 対象者

次の各号のいずれにも該当する者とする。

- ・区内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民基本台帳に記録されている者
- ・65歳以上である者（申請の日の属する年度に65歳に到達する者を含む。）
- ・令和4年10月25日以後に初めてスマホを購入した者

(3) 補助対象額

2万円を限度とし、その交付は、対象者1人につき1回限りとする。なお、スマホを購入した者が補助金を受けるための購入店舗は、指定店舗に限る。

(4) 補助対象経費

指定店舗で購入及びデータ通信の契約を締結したスマホ本体の新規購入費用（消費税を除く。）1台分の費用とする。

- 本体購入費 ○充電器購入費 ○契約事務手数料 ○データ移行手数料
- アカウント設定料（AppleID、Googleアカウントの設定に限る。）

※スマホ購入時（同日）に付随するものに限る。

(5) 補助金の申請期間

令和4年10月25日（金）～令和5年3月31日（火）

3. 応募できる店舗（以下の要件全てに該当すること）

- (1) スマホ本体を区内の実店舗（キャリア認定ショップに限る。）で販売しているこ

と。

- (2) SIM契約事務を行っていること。
- (3) 定期的にスマホ教室を開催又はこれに準ずる個別相談を実施していること。
- (4) 購入者に対し、所有者氏名、購入年月日等が明記された書類の発行及び初めてスマホを購入したことが分かる証明書を発行できること。
- (5) 租税公課の滞納処分を受けていないこと。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

4. 指定店舗として実施して協力していただく内容

(1) スマホ購入時の説明

初めてスマホを購入する高齢者に対し、スマホの所持等に係る年間費用の説明を丁寧に行う他、初期設定や詐欺被害防止に関するアドバイスを行うこと。

(2) スマホ教室の開催及び受講予約の支援

初めてスマホを購入する高齢者に対し、スマホ教室又はこれに準ずる個別相談を開催すること。教室等の開催に当たっては、基本的な操作に加え、アプリやキャッシュレス決済に関する講座の実施にも努めること。さらに、区が実施するスマホ教室についても、その受講が促進されるよう勧奨すること。

(3) 「文京区LINE公式アカウント」及び「文京区防災アプリ」の設定支援

初めてスマホを購入する高齢者に対し、「文京区LINE公式アカウント」及び「文京区防災アプリ」の設定支援を行うこと。

(4) 文京区マイナンバーカードの申請支援

初めてスマホを購入する高齢者に対し、マイナンバーカード申請の意向確認を行い、本人の希望に応じた申請支援を行うこと。

(5) 広報活動

当該事業の広報活動を積極的に行うこと。

5. 指定店舗からの独自提案

この応募にあたり、文京区内の高齢者等のICT利用促進に向けた独自の取組があれば、提案してください。

(例示)

- ・希望者に一定期間スマホやタブレット端末を貸し出す。
- ・スマホを学びたい高齢者等に対し、出張講座を行う。
- ・文京区民専用の高齢者向けスマホコールセンターを設ける。

6. 協力いただく期間

区が指定した日から令和5年3月31日(金)までとする。ただし、指定店舗と文京区が協議の上、協力期間を延長又は短縮することができる。

7. 費用負担

「4. 指定店舗として協力していただく内容」に係る費用は、原則として指定店舗負担とする。ただし、「5. 指定店舗として実施していただく内容」における指定店舗からの独自提案の事業については、文京区と協議の上、委託事業等で実施する場合があります。

8. 応募方法・応募書類

令和4年（2022年）10月14日（金）の午後17時00分までに（必着）、必要事項を記入の上、以下の書類を電子メールで提出（宛先 b301000@city.bunkyo.lg.jp）してください。

- (1) 応募用紙（様式1）
- (2) スマホ教室内容一覧（任意様式）

※受付後、事業内容等の確認及び調整をする場合があります。

9. 応募期間

令和4年10月3日（月）から令和4年10月14日（金）まで

10. 指定店舗の指定方法及び結果通知

- (1) 指定方法
提出書類を慎重に審査し、適切と認めた場合に指定する。
- (2) 結果通知
審査後、結果を通知する。

11. その他

- (1) 応募にかかる費用は、応募者の負担とする。
- (2) 区に提出した応募書類等は返却しない。
- (3) 応募に伴う個人情報は、本募集に関連する用途に限ってのみ使用する。
- (4) 新型コロナウイルス感染防止対策を講じたうえで事業を実施すること。

12. 質疑

募集内容に関して質疑があれば、令和4年（2022年）10月7日（金）の午後15時00分までに（必着）、電子メール（宛先 b301000@city.bunkyo.lg.jp）で提出してください。様式は自由です。

なお、受け付けた質疑については、10月11日（火）から、応募者全員に個別で連絡します。

また、次のとおり事業者説明会を開催いたしますので、その際にも質疑を受付いたします。

【日時】：10月6日10時から1時間程度

【場所】：東京都文京区春日 1-16-21 シビックセンター4階 4A 会議室

【定員】：18 名程度

【説明会参加申込先】：高齢福祉課高齢福祉推進係 電話 03-5803-1213（直通）

13. 問い合わせ

文京区高齢福祉課高齢福祉推進係

電話：03-5803-1213

FAX：03-5803-1350